

防衛大学校公務員宿舎維持管理規則を次のように定める。

令和 7 年 2 月 13 日

防衛大学校長 久保 文明

防衛大学校公務員宿舎維持管理規則

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 宿舎の管理等（第 3 条・第 4 条）
- 第 3 章 入居の手続等（第 5 条―第 7 条）
- 第 4 章 宿舎の補修等（第 8 条・第 9 条）
- 第 5 章 宿舎の明渡し等（第 10 条・第 11 条）
- 第 6 章 退去手続き等（第 12 条・第 13 条）
- 第 7 章 防火管理（第 14 条）
- 第 8 章 管理人（第 15 条・第 16 条）
- 附 則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この達は、国家公務員宿舎法（昭和 24 年法律第 117 号。以下「法」という。）、国家公務員宿舎法施行令（昭和 33 年政令第 341 号。以下「令」という。）、国家公務員宿舎法施行規則（昭和 34 年大蔵省令第 10 号）及び関連規則のほか、防衛大学校長（以下「学校長」という。）が管理する公務員宿舎の維持及び管理について必要な事項を定め、宿舎の適正な管理並びに円滑な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 規則等 法、令及び国家公務員宿舎法施行規則等をいう
- (2) 宿舎 国家公務員宿舎法施行令第5条の規定に基づく宿舎事務の委任に係る協議について（昭和54年9月29日蔵理第3614号）に基づき学校長に維持及び管理を委任された走水及び二葉宿舎をいう
- (3) 職員 防衛大学校に常時勤務に服することを要する教職員
- (4) 被貸与者 宿舎の貸与を受けているものをいう
- (5) 宿舎担当者 総務部厚生課総務係長及び厚生課長が指名する者をいう

第2章 宿舎の管理等

(被貸与者に対する監督)

第3条 総務部厚生課長（以下「厚生課長」という。）は、被貸与者が規則等に定める使用上の義務を履行するように監督し、常に宿舎の維持及び管理の適正を図るものとする。

第4条 被貸与者は、善良な管理者の注意をもってその貸与を受けた宿舎を使用しなければならない。

第3章 入居の手続等

(宿舎貸与の選考)

第5条 宿舎の貸与を希望する者は、宿舎入居希望等連絡票（別記様式第1）を厚生課長に提出するものとする。

- 2 厚生課長は、宿舎入居希望等連絡票から宿舎の住戸を割当し、貸与を希望する者に宿舎名及び戸番を連絡するものとする。

(宿舎貸与申請、承認及び変更)

第6条 宿舎の割当を受けた者は、宿舎貸与申請書（別記様式第2）を学校長（厚生課長気付）に提出するものとする。

- 2 学校長が維持及び管理する宿舍の貸与承認は、宿舍貸与承認書（別記様式第2）の交付をもって行う。
 - 3 厚生課長は、被貸与者に入居時の状況について、宿舍入居時点検表（別記様式第3）により確認させるものとする。
 - 4 被貸与者が宿舍貸与承認書により、承認を受けた同居者以外の者を貸与された宿舍に同居させようとする場合は、宿舍貸与申請書変更申請書（別記様式第4）を学校長（厚生課長気付）に提出し、承認書の交付を受けるものとする。
- （自動車保管場所貸与申請、承認及び変更）

第7条 自動車保管場所の貸与を希望する者は、宿舍入居希望等連絡票を学校長（厚生課長気付）に提出するものとする。

- 2 厚生課長は、宿舍入居希望等連絡票から自動車の保管場所を割当し、貸与を希望する者に指定保管場所を連絡するものとする。
- 3 自動車保管場所の指定を受けた者は、宿舍（自動車の保管場所）貸与申請書（別記様式第5）を学校長（厚生課長気付）に提出し、承認書の交付を受けるものとする。
- 4 前項の承認書の内容に変更が生じた場合は、宿舍（自動車の保管場所）貸与申請書変更届出書（別記様式第6）を学校長（厚生課長気付）に提出し、承認書の交付を受けるものとする。

第4章 宿舍の補修等

（原状回復及び軽微修繕）

第8条 原状回復及び軽微修繕は、損傷又は汚損の原因が被貸与者の責めに帰すべき事由によるものについては、被貸与者が行うものとする。

（宿舍の修繕依頼）

第9条 厚生課長は、地震、台風等の天災、時の経過その他被貸与者の責めに帰すことができない事由により損傷又は汚損したときは、修理要求書により修繕要求を総務部管理施設課に行うものとする。

第5章 宿舍の明渡し等

(明渡し)

第10条 被貸与者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、被貸与者（第2号の規定に該当するときは、被貸与者と同居していた者をいう。）は、その該当することとなった日から20日以内に宿舍を明け渡さなければならない。

- (1) 職員でなくなったとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 転任、配置換、勤務する官署の移転その他これらに類する事由により当該宿舍に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき
- (4) 当該宿舍について国等の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたためその明渡しを請求されたとき
- (5) 当該宿舍について廃止する必要が生じたため、その明渡しを請求されたとき

2 被貸与者が宿舍を明け渡すときは、速やかに、宿舍退去届・自動車の保管場所使用廃止届（別記様式第7）を学校長（厚生課長気付）に提出するものとする。

(明渡し猶予)

第11条 前条第1項の規定に基づき、宿舍を明け渡さなければならない者が、次の各号に掲げるいずれかに該当し引き続き入居を希望する場合は、学校長の承認を受け6か月を超えない範囲で引き続き入居することができる。

- (1) 被貸与者又は承認を受けた同居者が疾病等により入院又は治療中のとき
- (2) 承認を受けた同居者である子弟の進学等、教育に影響があるとき
- (3) その他、やむを得ない理由があると学校長が認めたとき

2 前項の規定に該当し、引き続き入居を希望する者は、その理由を証する書面を添えて、明渡し日の10日前までに宿舍明渡し猶予申請書（別記様式第8）を学校長（厚生課長気付）に提出し、承認書の交付を受けるものとする。

第6章 退去手続き等

(退去時の点検及び確認)

第12条 宿舎担当者は被貸与者から退去の通知を受けたときは、被貸与者が提出した入居時点検表及び宿舎退去時点検表（別記様式第9）により点検し、点検内容について被貸与者に確認させるものとする。

2 現在の被貸与者が次の入居予定者に物品を承継取得させることを希望するときは宿舎の原状回復義務に関する承継措置の届出（別記様式第10）を学校長（厚生課長気付）に提出するものとする。

(退去時の修繕)

第13条 宿舎担当者は前条の結果、修繕等を要すると認められるときは「国家公務員宿舎に係る現状回復等の取扱いについて（平成15年6月6日財理第2212号）」に基づき整備負担割合を判定し、被貸与者負担の修繕については第8条により、国費負担の修繕については第9条により修繕を実施するものとする。

第7章 防火管理

(防火管理)

第14条 宿舎における防火管理者（消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する防火管理者）は総務部厚生課総務係長をもってあてる。

第8章 管理人

(管理人の設置)

第15条 走水宿舎に規則等に基づき宿舎専任管理人（以下「管理人」という。）を置く。

2 管理人は非常勤職員をもってあてる。

(業務内容)

第16条 管理人は、走水宿舎集会所を執務場所として、次に掲げる業務を行

うものとする。

- (1) 宿舎の巡視を行い、宿舎の現況を把握し、維持管理の適正を図るように努めること。
- (2) 宿舎の不正使用を排除すること。
- (3) 不法侵入、盗難、火災及びその他の災害発生の防止に関すること。
- (4) 宿舎の修繕に関すること。
- (5) 共同施設の管理に関すること。
- (6) 環境衛生の整備に関すること。
- (7) 自動車保管場所の管理に関すること。
- (8) 次に掲げる帳簿の記録整理すること。
 - ア 業務日誌（別記様式第１１）
 - イ 鍵の受渡し簿（別記様式第１２）
 - ウ 居住者名簿（別記様式第１３）
- (9) 厚生課から被貸与者への連絡事項の共有に関すること。
- (10) その他厚生課長が管理人の業務として指示する事項に関すること。

附 則

この達は、令和７年４月１日から施行する。

宿舎入居希望等連絡票

防衛大学校長 殿
(厚生課長気付)

申請者
所 属 _____
官職階級 _____
フリガナ _____
氏 名 _____

〔宿舎希望〕

転属先		部等		課室等		
資格発生日 (発令日)		令和 年 日	入居希望日	令和 年 日		
入居時の希望等						
転入後の状況： ① 世帯（同居家族数： 人） ② 単身 ③ 独身						
家族 の 状 況	氏 名	年齢	性別	続柄	職業	備考
現在の居住状況		住居区分： 自宅 借家 官舎 共済 都営 公団			間取り	室 畳× 畳× 畳×
		(自宅保有の場合 住所：)				
単身赴任手当受給予定の有無			有 ・ 無			

〔自動車保管場所希望〕

自動車保管場所の希望有無	有 ・ 無
自動車の社名・車種名	
自動車登録番号	

別記様式第2（第6条関係）

宿 舎 貸 与 申 請 書

防 衛 大 学 校 長 殿

令和 年 月 日

現 住 所 _____
所属省庁名（官署名） _____
官職（俸給表 級、号俸） _____
フリガナ _____
氏 名 _____
性 別 男 ・ 女

宿舎の貸与を受けたいので下欄のとおり申請します。なお、宿舎の使用にあたっては、法令の規定及び指示に反しないことを確約します。

1 申請の理由、類型 _____ 類型（ ）

2 自宅保有又は取得予定の有無 自宅保有（ ☐有 ☐無 ） 取得予定（ ☐有 ☐無 ）

自宅（戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸）を保有又は取得の予定 （以下該当者が記載） 自宅の所在地及び取得予定の場合の取得時期： _____ 宿舎の貸与を必要とする理由（具体的に記載すること）： _____
--

3 世帯・独身等の別 ☐世帯 ☐独身 ☐単身赴任

4 同居者

氏 名	年 齢	性 別	本人との続柄	職 業	備 考

宿 舎 貸 与 承 認 書

令和 年 月 日

防 衛 大 学 校 長

上記申請者に対し、下記のとおり宿舎の貸与を承認します。また、上記同居者についてもあわせて承認します。

記

1 宿舎

種 類	構造・規格	所 在 地	
有 料		宿舎（住宅）名、棟－戸番	
		宿舎（棟－戸番： － ）	
専 用 面 積	宿舎使用料月額	入 居 日	備 考
m ²	円	年 月 日	貸 与 の 条 件 参 照

（注）宿舎使用料月額には、自動車の保管場所に係るものを含まない。

2 宿舍貸与の条件

- (1) 被貸与者（宿舍の貸与を受けている者をいう。以下同じ。）は、善良な管理者の注意をもって宿舍を使用しなければならない。
- (2) 被貸与者は、宿舍の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供し、又は承認を受けずに改造、模様替その他の工事を行ってはならない。
- (3) 被貸与者は、その責に帰すべき事由により宿舍を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、この限りでない。
- (4) 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰すことのできない事由により無料宿舍又は有料宿舍が損傷し、又は汚損した場合において、その損傷又は汚損が軽微であるときは、その修繕に要する費用は被貸与者が負担しなければならない。
- (5) 宿舍の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、その該当することとなった日から20日以内に宿舍を明け渡さなければならない。

ただし、当該宿舍の維持管理機関から、2の(1)から(4)までの条件に違反し、期限を附してその是正を要求された場合において、その期限までにその要求に従わなかったときは、直ちに当該宿舍を明け渡さなければならない。

イ 職員でなくなったとき。

ロ 死亡したとき。

ハ 転任、配置換、勤務する官署の移転その他これらに類する事由により、宿舍に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。

ニ 宿舍について国等の事務又は事業の運営の必要に基づき、先順位者が生じたため明渡しを請求されたとき。

ホ 宿舍の廃止をする必要が生じたため、その明渡しを請求されたとき。

- (6) 宿舍貸与の承認を受けた者は、標記の入居日から10日以内に宿舍に入居しなければならない。入居期限までに入居しないときは、貸与の承認を取り消すことがある。
- (7) 被貸与者が宿舍を明け渡す場合には、明け渡し日を宿舍担当者へ届け出るとともに、宿舍を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし、やむを得ないときはこの限りでない。
- (8) 被貸与者は、申請書記載事項のうち、2（自宅保有又は取得予定の有無）について変更が生じた場合には、速やかに防衛大学校長へ届け出なければならない。
- (9) 被貸与者は、申請書記載事項のうち、4（同居者）について変更が生じた場合には、速やかに防衛大学校長へ申請を行い、承認を得なければならない。
- (10) 宿舍（自動車の保管場所を除く。）の貸与を受けている場合であって、新たに自動車の保管場所の貸与を受けようとする場合は、別途手続きを行わなければならない。
- (11) 宿舍の維持管理の必要に基づき、国において宿舍の内外を調査するときは、被貸与者は正当な事由なくこれを拒んではならない。
- (12) 上記のほか、被貸与者は宿舍の使用についての指示に反してはならない。

別記様式第3（第6条関係）

宿 舎 入 居 時 点 検 表

宿 舎	棟・戸番	所 属	官職・階級	氏 名	入 居 日
宿 舎	棟 号室				令和 年 月 日

項 目		損耗の有無	状 態 （ 問 題 箇 所 を 記 載 ）	備 考
玄関及び廊下	呼び鈴（チャイム等）	有・無		
	玄関ドア等（鍵等含む。）	有・無		
	照明器具等（スイッチ含む。）	有・無		
	天井・壁・床等（下駄箱含む。）	有・無		
トイレ	ドア等（鍵等含む。）	有・無		
	照明器具等（スイッチ含む。）	有・無		
	便器・タンク等（水漏れ等含む）	有・無		
	天井・壁・窓・床等	有・無		
洗面所	照明器具等（スイッチ含む。）	有・無		
	洗面化粧台等	有・無		
	給排水系統等（水漏れ含む。）	有・無		
	天井・壁・床等	有・無		
浴室	ドア等（鍵等含む。）	有・無		
	ガス釜等（給湯器含む。）	有・無		
	浴槽等	有・無		
	照明器具等（スイッチ等含む）	有・無		
	天井・壁・窓・床等	有・無		
台所	ガス栓等	有・無		
	給排水系統等（水漏れ含む。）	有・無		
	流し台・棚等	有・無		
	換気扇	有・無		
	照明器具等（スイッチ含む。）	有・無		
	天井・壁・建具（サッシ含む。）・床等	有・無		
和室等	照明器具等（スイッチ等含む。）	有・無		
	畳床等	有・無		
	押入れ・備付収納庫等	有・無		
	天井・壁・建具（サッシ含む。）・床等	有・無		
ベランダ等	エアコン換気口等	有・無		
	天井・壁・床等	有・無		
早急に整備（修理）を要する箇所				

別記様式第 4 （第 6 条関係）

防衛大学校長 殿

所 属		
宿 舎 名	宿 舎 棟	号 室
階 級 等		
フリガナ		
氏 名		

宿舎貸与申請書変更届出書

令和 年 月 日付で貸与承認を受けた標記の宿舎について、新たに下記の者を同居者としたいので申請します。

記

氏 名	年 齢	性 別	本人との続柄	職 業	備 考

-----◇-----◇-----

宿 舎 貸 与 承 認 書

令和 年 月 日

防衛大学校長

上記同居者について、承認します。

別記様式第5 (第7条関係)

宿舎（自動車の保管場所）貸与申請書

防衛大学校長 殿

令和 年 月 日

現 住 所

所属省庁名（官署名）

官職（俸給表 級、号俸）

フ リ ガ ナ

氏 名

性 別 男 · 女

下欄記載の自動車の保管場所の貸与を受けたいので申請します。自動車の保管場所を含め宿舎の使用については、法令の規定及び指示に反しないことを確約します。

自動車の社名・車種名		自動車登録番号	
自動車の所有者	(本人との続柄)		
自動車の使用者	(本人との続柄)		



宿舎（自動車の保管場所）貸与承認書

令和 年 月 日

防衛大 学 校 長

上記申請者対し、下記のとおり自動車の保管場所の貸与を承認します。

記

1 宿舍

種 類	所 在 地	
有 料		
	宿舎（住宅）名、棟－戸番	
	宿舎（棟－戸番： － ）	
指定保管場所		
専用開始日	保管場所に係る宿舎使用料月額	備 考
年 月 日	円	貸 与 の 条 件 参 照

2 自動車の保管場所貸与の条件

- (1) 被貸与者（自動車の保管場所の貸与を受けている者をいう。以下同じ。）は、善良な管理者の注意をもって自動車の保管場所を使用しなければならない。
- (2) 被貸与者は、自動車の保管場所の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは自動車の保管場所の用以外の用に供し、又は承認を受けないで改造その他の工事を行ってはならない。
- (3) 被貸与者は、その責に帰すべき事由により自動車の保管場所を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、この限りでない。

- (4) 被貸与者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、その該当することとなった日から20日以内に自動車の保管場所を明け渡さなければならない。

ただし、当該宿舍の維持管理機関から、2の(1)から(3)までの条件に違反し、期限を附してその是正を要求された場合において、その期限までにその要求に従わなかったときは、直ちに当該自動車の保管場所を明け渡さなければならない。

イ 職員でなくなったとき。

ロ 死亡したとき。

ハ 転任、配置換、勤務する官署の移転その他これらに類する事由により、当該宿舍に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。

ニ 自動車の保管場所について先順位者が生じたため、その明渡しを請求されたとき。

ホ 自動車の保管場所の廃止をする必要が生じたため、その明渡しを請求されたとき。

- (6) 被貸与者は、国が工事等宿舍の維持管理のため、一時的に自動車の保管場所の明渡しを請求した場合は、これに従わなければならない。
- (7) 被貸与者が自動車の保管場所を明け渡す場合には、明け渡す日を宿舍担当者へ届け出るとともに、自動車の保管場所を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし、やむを得ないときはこの限りでない。
- (8) 被貸与者は、その使用する自動車の社名・車種名、登録番号等に変更が生じた場合には、速やかに防衛大学校長へ届け出なければならない。
- (10) 宿舍の維持管理の必要に基づき、国において自動車の保管場所を調査するときは、被貸与者は正当な事由なくこれを拒んではならない。
- (10) 宿舍内における盗難、損傷等の事故により、被貸与者が受けた損害については、国は一切その責任を負わない。
- (11) 上記のほか、被貸与者は自動車の保管場所及び自動車の使用についての指示に反してはならない。

所	属	(内線)		
宿舎名・戸番	宿舎	棟	号	
フ	リ	ガ	ナ	
氏	名			

宿舎（自動車の保管場所）貸与申請書記載事項について、下記のとおり変更があったので届け出ます。

1 指定保管場所 _____

区 分	変 更 前	変 更 後
自動車の社名・車種名		
自 動 車 登 録 番 号		
自 動 車 の 所 有 者 (本 人 と の 続 柄)		
自 動 車 の 使 用 者 (本 人 と の 続 柄)		

令和 年 月 日

宿舎退去届・自動車保管場所使用廃止届

防衛大学校長 殿

所 属
官 職
氏 名

下記のとおり、
☐ 宿舎を退去 致します。
☐ 自動車保管場所使用停止

記

1 宿舎の退去（☐有・☐無）

（1）宿舎名及び棟・号室 宿舎 棟 号室
（2）退去年月日 令和 年 月 日
（3）転居先及び連絡先 〒

（電話番号 ）

（4）異動先所属及び連絡先

（内線番号 ）

（5）退去の理由

2 自動車の保管場所の使用停止（☐有・☐無）

（1）使用停止年月日 令和 年 月 日
（2）指定保管場所
（3）停止の理由

令和 年 月 日

宿 舎 明 渡 猶 予 申 請 書

防 衛 大 学 校 長 殿

所 属
官 職
氏 名

下記のとおり承認されたく申請します。

記

- 1 明渡猶予期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 2 理由

理由を証明する書類等：

- 3 宿舎名及び棟・号室
宿舎 棟 号室

_____◇ _____◇ _____

宿 舎 明 渡 猶 予 承 認 書

令和 年 月 日

防 衛 大 学 校 長

上記の申請者に対し、下記のとおり承認します。

記

明渡猶予期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

別記様式第9（第12条関係）

宿 舎 退 去 時 点 検 表

点検宿舎： 宿 舎 棟 号室

項 目		損耗の有無	具体的な状況	補修箇所の処置	備 考
玄関及び廊下	呼び鈴（チャイム等）	有・無			
	玄関ドア等（鍵等含む。）	有・無			
	照明器具等（スイッチ含む。）	有・無			
	天井・壁・床等（下駄箱含む。）	有・無			
トイレ	ドア等（鍵等含む。）	有・無			
	照明器具等（スイッチ含む。）	有・無			
	便器・タンク等（水漏れ等含む）	有・無			
	天井・壁・窓・床等	有・無			
洗面所	照明器具等（スイッチ含む。）	有・無			
	洗面化粧台等	有・無			
	給排水系統等（水漏れ含む。）	有・無			
	天井・壁・床等	有・無			
浴室	ドア等（鍵等含む。）	有・無			
	ガス釜等（給湯器含む。）	有・無			
	浴槽等	有・無			
	照明器具等（スイッチ等含む）	有・無			
台所	天井・壁・窓・床等	有・無			
	ガス栓等	有・無			
	給排水系統等（水漏れ含む。）	有・無			
	流し台・棚等	有・無			
	換気扇	有・無			
	照明器具等（スイッチ含む。）	有・無			
和室等	天井・壁・建具（サッシ含む。）・床等	有・無			
	照明器具等（スイッチ等含む。）	有・無			
	畳床等	有・無			
	押入れ・備付収納庫等	有・無			
ベランダ等	天井・壁・建具（サッシ含む。）・床等	有・無			
	エアコン換気口等	有・無			
	天井・壁・床等	有・無			

点検結果は以上のとおりです。

令和 年 月 日

点検者 総務部厚生課

点検に立会、上記について確認しました。

退去者所属 官職・階級 氏名

令和 年 月 日

宿舍の原状回復義務に関する承継措置の届出

防衛大学校長 殿

所 属	(内線)
宿舍名・戸番	宿舍 棟 号
フリガナ	
氏 名	

以下の物品に係る所有権の承継取得及びその撤去に付随する原状回復義務の承継について、次の入居者と調整が整いましたので原状回復義務の承継措置を届け出ます。

また、承継措置を届け出た次の入居者が入居するまでの間、物品の管理責任を負い、次の入居者が何らかの理由で入居しなかった場合や、承継措置を届け出た物品を承継取得しなかった場合は、自己の責任において物品の撤去及びそれに付随する原状回復を行います。

1 原状回復義務の承継措置を届け出る物品名等

物品名	設置場所	個数等	防衛大学校の 所有物の該当

※ 退去者及び次の入居者間で写真等を活用する等、承継取得する物品の情報共有に努めること。

2 次の入居者の確認

以下の宿舍の入居時に 1 の物品の所有権を承継取得しそれに付随する原状回復義務についても承継します。

令和 年 月 日 (所属)
(宿舍名・棟番号・室番号)
(氏名)

別記様式第 11 (第 16 条関係)

業 務 日 誌

[illegible]

鍵の受け渡し簿

[illegible]

別記様式第 13 (第 16 条関係)

居 住 者 名 簿

[illegible]